

【基調講演】

「居住支援のこれからを考える～「足下」から「その先」へ」

日本大学 文理学部 社会福祉学科 教授 白川泰之

居住支援九州サミットinべっぴ

居住支援のこれからを考える ～「足元」から「その先」へ～



日本大学 文理学部 社会福祉学科
教授 白川 泰之

【本日の講演内容】

1. KPI「施行後10年間で9割」に向けて
2. 居住支援の機能強化
3. 持ち家社会、「地域住民」像、そして、最期 ～問題提起～

【講演の意図】

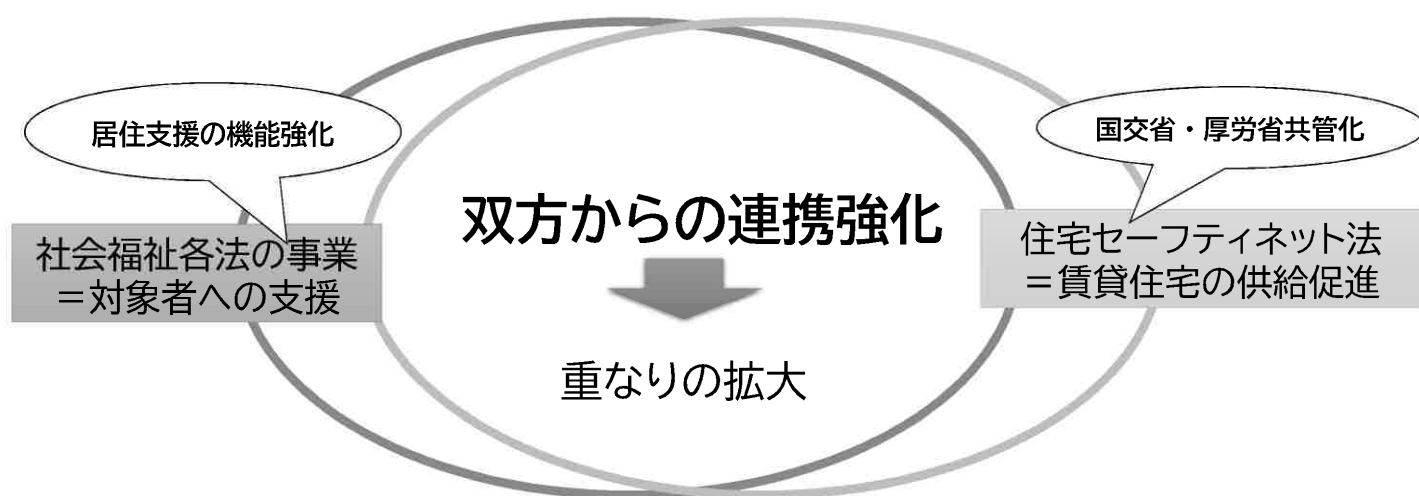
講演内容の中には、課題が顕在化している・既に取り組みを進めている居住支援協議会等もあると思いますが、私が考える課題等について、多くのみなさんと共有できればと思います。

個人的に「これから先どうしよう」とモヤモヤ悩んでいる内容です。みなさんと一緒に考え、居住支援の発展につなげられればと思います。

1. KPI「施行後10年間で9割」に向けて

3

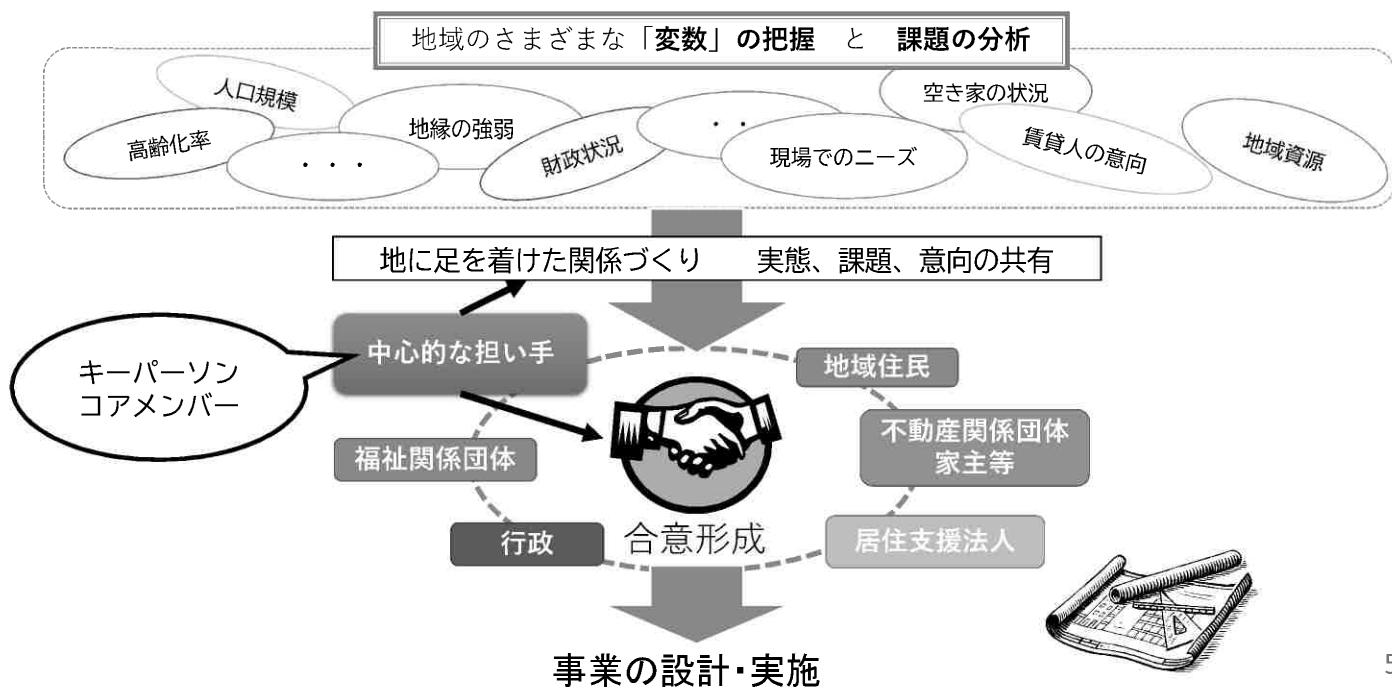
【—「新時代」の居住支援へ—】



居住支援は、住宅政策・福祉政策の双方が、完全に協働する当事者である時代へ！
＝「新時代」の居住支援

4

① 「初動」に向けて



5

【お互い「？」にならないために－居住支援の「共通言語化」】

- ・住宅政策と福祉政策では、使っている言葉も違う。
- ・直面している課題や抱えている事情は、それぞれで異なる。
- ・所掌事務から発想するため、描いている「居住支援」のイメージが同じとは限らない。

「居住支援」及びそれに関連するコトバとイメージを関係者で共有する＝「共通言語化」

居住支援の必要性とイメージが、関係者の「腑に落ちる」

名古屋市・居住支援協議会の例

- ① 非公式な場面での意見交換
 - ・住宅、福祉の担当者同士の日ごろからの個別の意見交換を行う。
 - ・不動産業者や居住支援法人などへの個別のヒアリングを丁寧に行う。
- ② 個別事例を積み上げていく
 - 関係者間での課題認識の共有、ネットワークづくりの原動力となる。

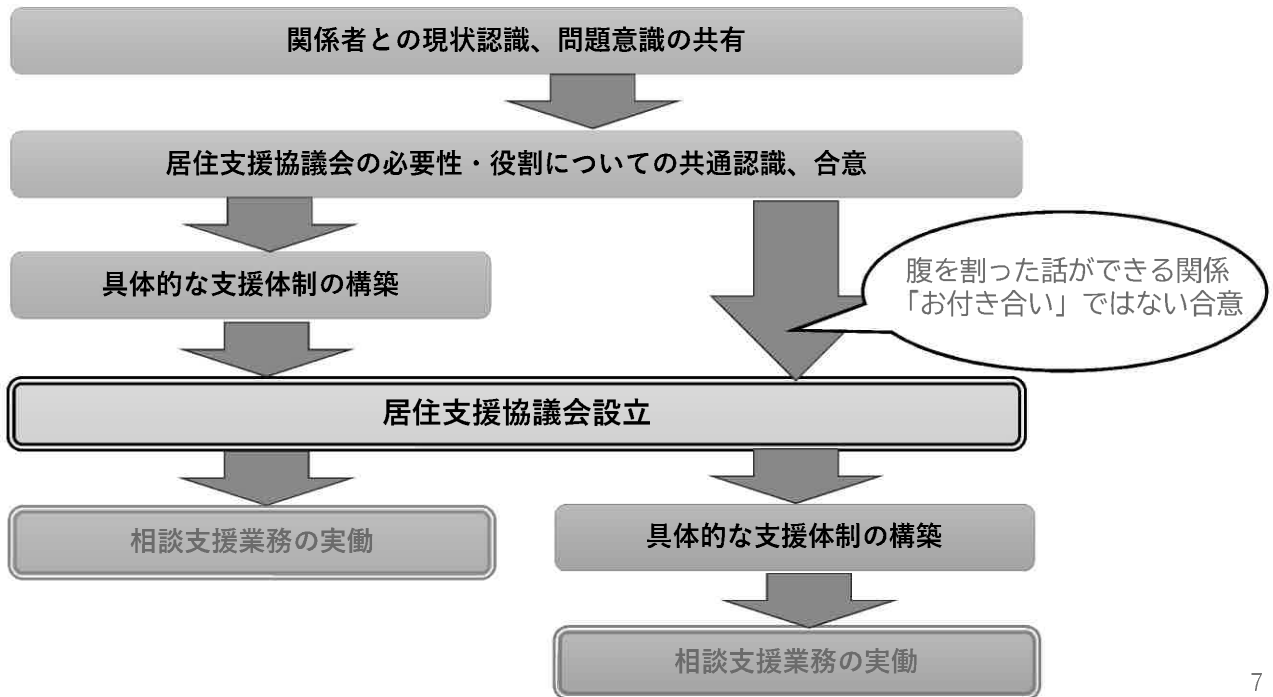


〔出典〕高齢者住宅財団「エイジング・イン・プレイス」Vol.156

「地道に向き合うこと」の積み重ね

6

【居住支援協議会の設立パターン（大きく分けると…）】



7

「生きる力」を引き出す仕組みづくりを

「結局、『居住』を切り口に問題が顕在化しただけだと捉えられ、
求められるのは『断らない相談機能』『ソーシャルワーク』であることは明らかだ。」

「居住支援関係事業は、設計も実践も、行政・民間それぞれ単独では難しい。」

（福岡市社会福祉協議会（居住支援法人） 栗田将行氏）

〔出典〕全国社会福祉協議会『月刊福祉』（2020年5月号）

【依存的自立】

一般的に「自立」の反対語は「依存」だと勘違いされているが、人間は物であったり人であったり、さまざまなものに依存しないと生きていけない。

⇒「自立」とは「依存先を増やしていくこと」である。

熊谷（2022更新）「自立は、依存先を増やすこと 希望は、絶望を分かち合うこと」（TOKYO人権第56号（平成24年11月27日発行）参照。




居住支援協議会（及びその各委員）が
どれだけ豊富なネットワークを地域に編み込んでいけるか

8

【仲間づくりのヒント:「計画的偶発性理論」(Planned Happenstance Theory)】

米・スタンフォード大学のジョン・D・克蘭ボルツ教授らが提唱した職業上のキャリア形成理論

偶然の出来事が起こることに身を任せるのではなく、偶然の出来事が発生する確率を意図して上げていく。

- 
- ① 「**好奇心**」を持つ。
 - ② 取り組み続ける「**持続力**」を発揮する。
 - ③ 自分の力や考え方を信じて前向きに可能性を追求する「**楽観性**」を持つ。
 - ④ 面白いもの、確実なもの、安定、防御にとらわれず「**チャレンジ**」する。
 - ⑤ これまでの価値観や知識を取捨選択し、新しいものを取り込むことやオープンさを大事にする「**柔軟性**」を持つ。

- ・実は、みなさんの訪問、話す機会を待っている仲間がいるかもしれない。
- ・思い切って、直接足を運んで話をしてみれば、思わぬつながりが見つかるかもしれない。
- ・繰り返し会うことで、分かってくれる人がいるかもしれない。
- ・「無理だ…」 それは、あなたの経験上のただの思い込みかもしれない。

事実、先行事例では、決して当初の予定や想定範囲内でのみ結果が出ているとは限りません。

〔参考文献〕 J.D.Krumboltz, A.S.Levin(2004)“Luck Is No Accident” Impact Publishers Inc. (花田光代 他 (2005) 「その幸運は偶然ではないんです！」ダイヤモンド社) 9

② 県はどう動くか？

【市町村協議会の設立支援に向けて】

① まず意欲のある市町村を支える

ブロック分けして勉強会、意見交換会等を実施してみる。

⇒ 前向きな市町村から重点的に支援してみる。小規模な町村でもいいのでは？

② 抱え込まない・引き受け過ぎない

○ 外部のちからを借りて、先行事例等から学ぶ

⇒ すべての知識を自前で揃える必要はない。抱え込まない。外部からの講師など。

○ 「自走」できる協議会の設立支援

⇒ じれったくても、一定の距離感を保つ。市町村の「自走」があつての県の「伴走」

③ 県ならではの「つなぎ」

県がすでにパイプを持っている不動産関係の団体（支部）、居住支援法人の紹介

成功体験を市町村と共有
支援ノウハウの蓄積・他市町村への展開

「手探り」なのはお互い様

【県も「現場」を持っています！】

生活保護・生活困窮者支援

保護の実施機関は、県知事、市長、福祉事務所設置町村長（実際は福祉事務所長に委任）

⇒ 九州で福祉事務所を設置している町村は、**鹿児島県内の5町村のみ**。
 県の福祉事務所（「〇〇地域保健福祉センター」など）が郡部の事務を行っている。

要保護児童の保護措置

事案に応じて、児童養護施設への入所等の措置を行うのは、県の権限。

⇒ 施設入所、里親委託の措置解除後の者＝いわゆる「ケアリーバー」の住まいの確保は？
 【参考】「社会的養護自立支援事業実施要綱」（平成29年雇児発0331第10号・最終改正：令和5年こ支家第81号）

DV被害者・困難な問題を抱える女性への支援

県は、女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センターを兼ねる場合もある）を設置。

⇒ DV被害者・困難な問題を抱える女性の就業の促進、**住宅の確保**、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う。



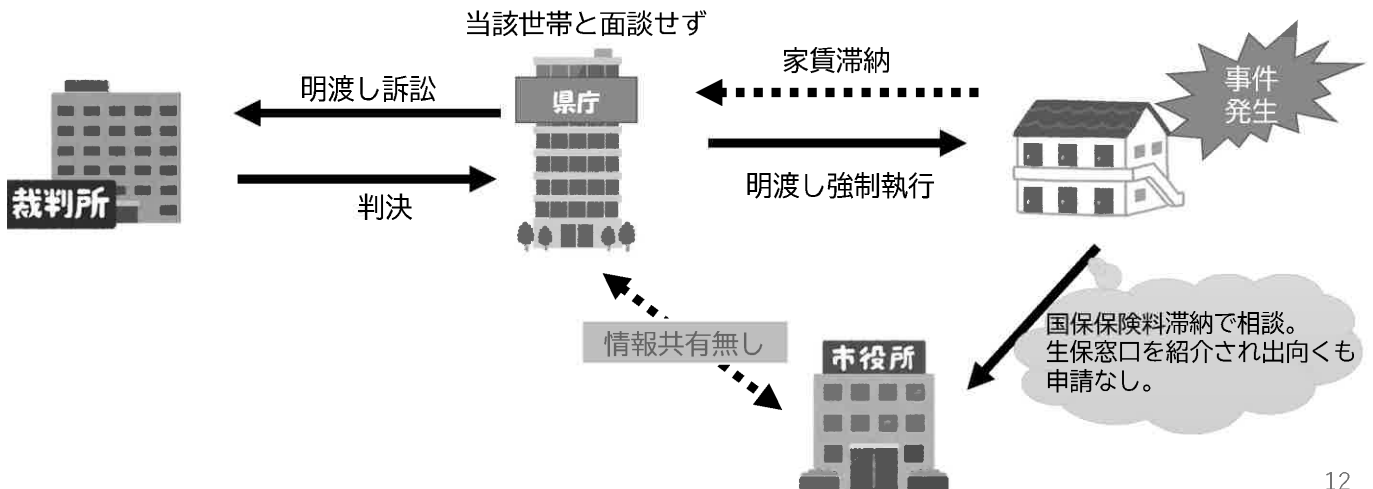
自らの所掌事務の遂行のためにも、市町村協議会は必要。場合によっては、構成員にも。

11

【別の視点から：同じ悲劇を生まないために-県・市町村の情報・行動連携】

○銚子市母子心中事件（2014年9月）

千葉県銚子市の県営住宅に入居していた母子世帯の母親（当時43歳）が中学生の娘（享年13歳）を殺害し、自分も死のうとした事件。
 この世帯は、家賃滞納を理由に県営住宅の明け渡しを求められており、判決に基づく強制退去の日に事件が起こった。



12

③ 刑務所出所者等に対する居住支援の強化

◎ 住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する中間とりまとめ（令和6年2月） （抄）

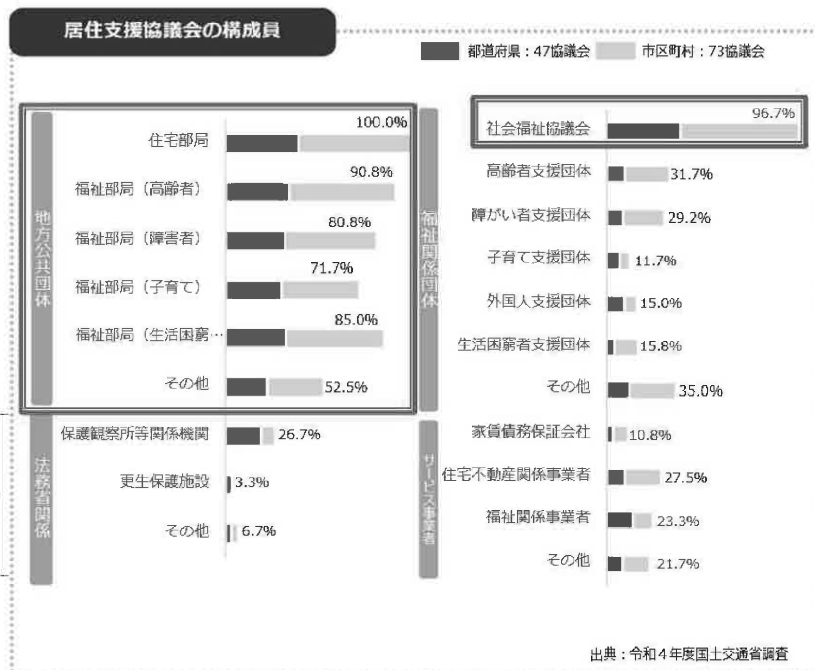
- 住宅・福祉・司法等の関係者が連携し、入居前から入居中、退居時（死亡時）に至るまで、各種制度や地域の取組・資源を活用した切れ目のない相談・支援・対応を行う体制の整備を検討する必要がある。そのため、居住支援協議会の仕組みを積極的に活用することが重要。
- 刑務所出所直後の民間賃貸住宅への入居や更生保護施設等からの民間賃貸住宅への転居はハードルが高いことがあるため、様々な問題を抱えた刑務所出所者等の居住支援における課題を分析するとともに、更生保護施設や地域の福祉関係者等が見守り等の緩やかな支援を担うことにより、賃貸人の理解と協力を広げていくことが重要である。そのため、保護観察所、地域生活定着支援センター等による住居の調整等や、民間賃貸住宅入居後の更生保護施設職員による訪問等の支援をはじめ、刑務所出所者等が地域で安定した生活を送ることができるよう入居前・入居後の支援の仕組みについて、関係機関・関係者が連携して充実させる必要がある。



報告書において、「住宅部局」、「福祉部局」に比べると、具体的記述がやや弱い印象。

⇒ ハードルの高さから、現状、支援に苦慮している状況にある。

【居住支援協議会への参画状況】



住宅、福祉関係
に比べると、
参画度が低い

【研究の蓄積の少なさ】

CiNii Research

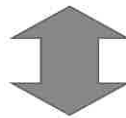


※ 国立情報学研究所が運営する、日本を代表する論文等の検索サイトの1つ。

「刑余」かつ「居住」… 論文3本とプロジェクト2件

「刑務所」かつ「居住」…論文7本

「出所者」かつ「居住」…論文9本とプロジェクト2件



圧倒的な違い！

「福祉」かつ「居住」…論文だけで2,592本（2024年8月21日現在）

- 刑務所出所者に特化した課題の分析を行う調査研究事業（政府の補助事業でできませんか？）
⇒ 併せて、研究者の拡大・育成。
- 支援実績を持つ居住支援法人等のノウハウの整理・普及
- サブリースモデル（居住サポート住宅含め）の可能性の検討。

15

2. 居住支援の機能強化

① 「事後対応」から「予防」へー「予防的居住支援」

- ◆ 医療
病気になってからの医療
⇒ 1982年：老人保健法の制定により、40歳からの生活習慣病（当時は「成人病」）の予防を導入。
- ◆ 介護
要介護状態になってからの介護
⇒ 2006年：介護保険法改正法の施行により、軽度者を対象とする新たな予防給付、地域支援事業を創設して介護予防事業を新たに位置づけ。
- ◆ 生活困窮
社会保険と生活保護の間のセーフティネットの不在（リーマンショックで問題が顕在化）
⇒ 2013年：生活困窮者自立支援法制定。「支援のかたち」の1つに、早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る「早期的支援」がある。



- 事後的に（困ってから）対応する政策も、いずれかの段階で「予防」的な対応を志向する。
- 居住支援も、「今の住居に住み続けられる」、「早期的支援によるスムーズな転居」という予防の強化が必要では？ = 予防的居住支援

17

◎ 改正後の生活困窮者自立支援法（下線部は改正部分）

（定義）

第三条（略）

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 就労の支援及び居住その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（以下略）

6 この法律において「生活困窮者居住支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一（略）

- 二 次に掲げる生活困窮者及び特定被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

イ（略）

- ロ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者又は特定被保護者であって、地域社会から孤立しているもの



「地域社会から孤立している生活困窮者等」については、既に予防的視点を取り入れられている。

- ⇒ しかし、地域社会から孤立はしていないが、
 - ・ 経済的理由からの家賃滞納等による立ち退き
 - ・ 年金額の減少（高齢厚生年金⇒遺族厚生年金）による家賃負担の過重といった生活困窮者にも予防的対応は必要ではないか？

18

1. 自立相談支援機関による「発見」

相談の背景に、収入に見合わない家賃額など居住に関する問題がないか、このままでは現在の住居を失うおそれのあるのではないかと問題の「発見能力」



2. 家計改善支援事業との連携

収支全体の改善支援によって、今の住居に住み続けられる支援ができないか。



3. 生活困窮者居住支援事業の活用

その他の日常生活を営むのに必要な支援を行うことにより、今の住宅に住み続けられないか。

狭義の予防的居住支援＝住み続ける支援

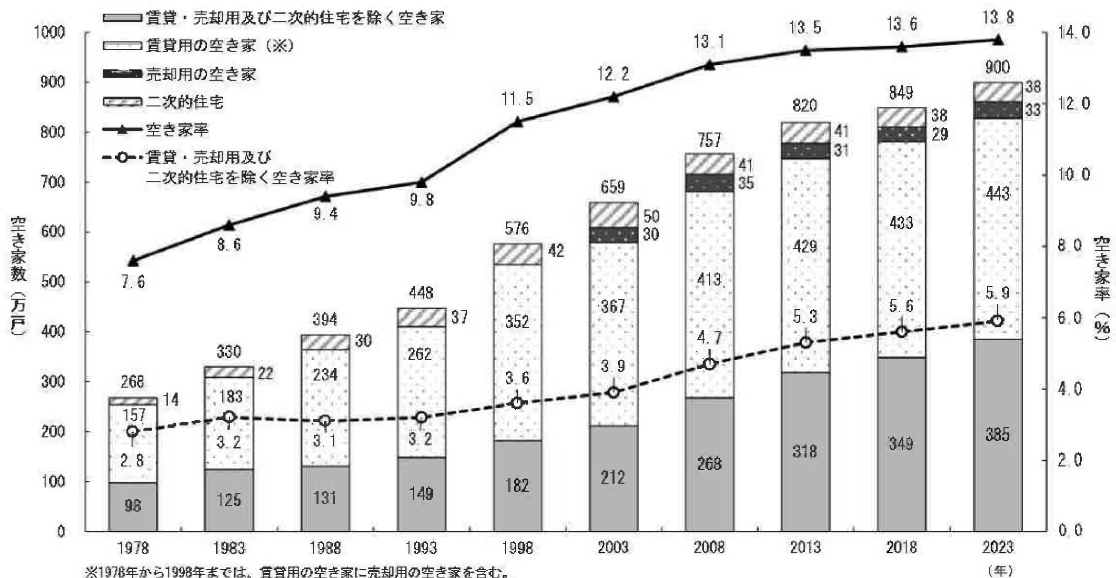
難しい場合には、スムーズな転居が可能になるよう、早期に転居支援を行う（困り果ててからではなく）。

広義の予防的居住支援＝早期・スムーズな転居

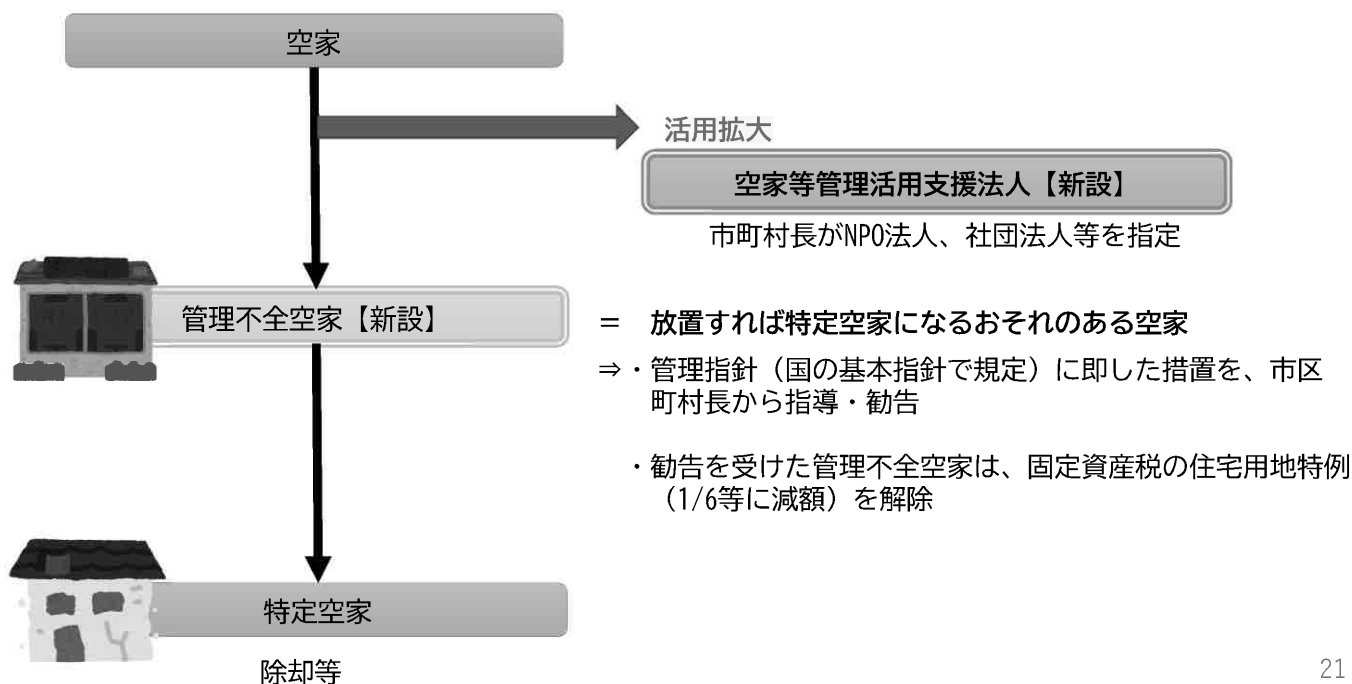
追い詰められてからの対応、予防的対応の双方を包括した「居住支援ソーシャルワーク」の統一的な体系化を検討していくことが必要ではないか。

② 空き家対策との連携

【空き家数及び空き家率の推移－全国（1978年～2023年）】



【空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正法（2023年12月施行）より】



21

【空家等管理活用支援法人と居住支援法人の活動等】

空家等管理活用支援法人の業務内容

- 空き家等の管理・活用を行おうとする所有者等に対し、その方法に関する情報の提供・相談などの援助。
- 所有者からの委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。 など

※ 市町村のニーズに応じて、法定の業務の一部のみ実施する法人も指定の対象にできる。

◎ 「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（最終改正 令和5年）（抄）

6 空家等及びその跡地の活用の促進

空家等の中には、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拡充等の観点から、地域貢献などに活用できる可能性のあるものも存在する。また、空家等を地域の集会所、井戸端交流サロン、農村宿泊体験施設、住民と訪問客との交流スペース、移住希望者の住居、住宅確保要配慮者向けの住宅等として活用することも考えられる。

◎ 空家等管理活用支援法人の指定等の手引き（抄）

第1章 支援法人の業務と要件等

… 次の法令に基づく指定法人であって、空家等の管理・活用に関する事業に取り組むものも支援法人として活動することが期待されます。

- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人

22

③ 広域連携体制の構築



【支援対象者の例】

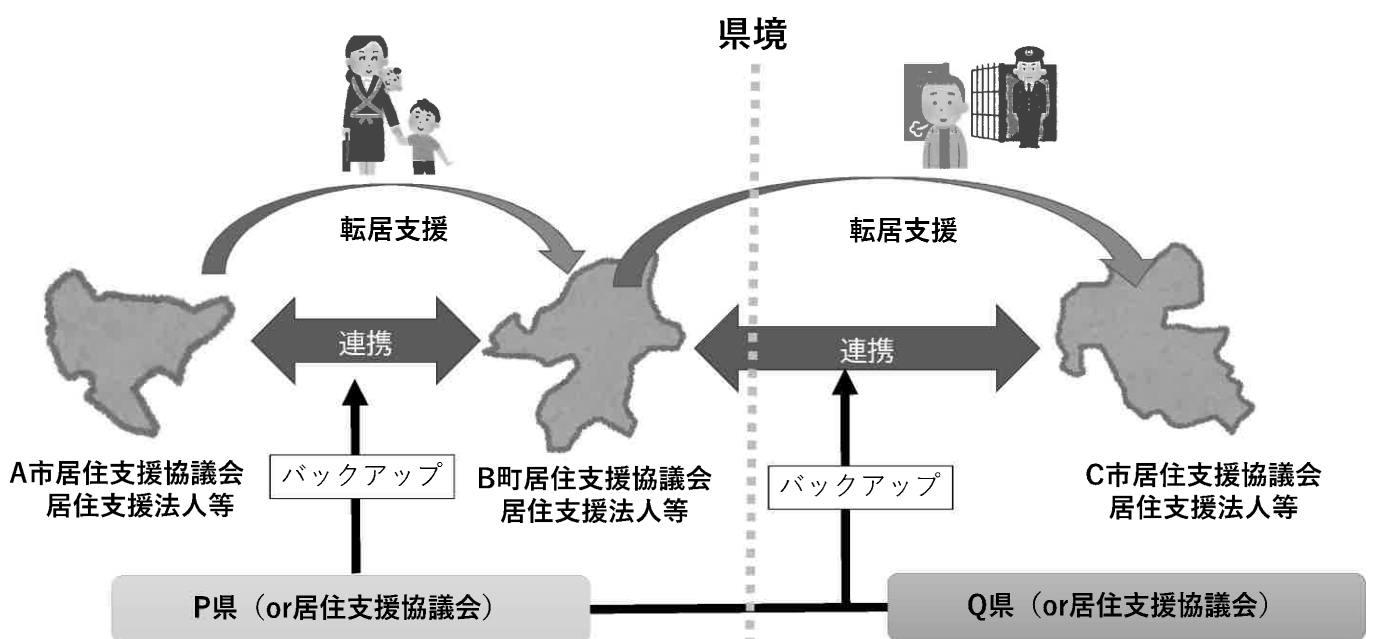
- DV被害者
…配偶者からの暴力（被害）の程度によっては、配偶者に見つからない遠隔地への転居が必要となる場合がある。
 - 元違法薬物依存者
…せっかく治療（刑期）を終えても、売買の場所、売人、誘惑する仲間がない地域に転居しないと更生が困難な場合がある。
- ※ 事例としては多くないと想定されるが。



市町村内での転居にとどまらず、県内の遠隔地、場合によっては県外への転居が必要になる場合もあろう。

現状でも、居住支援法人が一定のエリア内で他市町村への転居を支援している場合もあると考えられるが、個々の居住支援法人任せではなく、ある程度の「仕組み」は必要ではないか。

【個人的アイデア段階のイメージ図】



※ 市町村居住支援協議会の一定程度の普及が前提

④ 「居住サポート住宅」の普及と対応力

「居住安定援助賃貸住宅」

- ① 賃貸住宅に日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者の入居
- ② 訪問その他の方法によりその心身及び生活の状況を把握
- ③ その状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言
- ④ その他住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を行う

「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」では、「緩やかな見守り」、「必要なときに適切な福祉サービスにつなぐ」といった援助イメージで、「支援付き住宅」などの名称で議論されていた。



都道府県知事（福祉事務所を設置していない町村）、市長、福祉事務所設置町村長が認定。

※ 「福祉事務所長」の専権事項という意味ではない。



生活困窮者自立支援制度の実施主体と同一。

新たに居住に関する相談、調整機能が明記された自立相談支援事業との連携が期待される。

25

【普及に向けて】

支援付き住宅調査事業委員会（2023年度）「居住支援法人活動の普及拡大に向けた調査事業報告書 [第2分冊]」（一般財団法人全国居住支援法人協議会）より

※ サブリース型の先行事例をもとに整理したメリットと課題

メリット

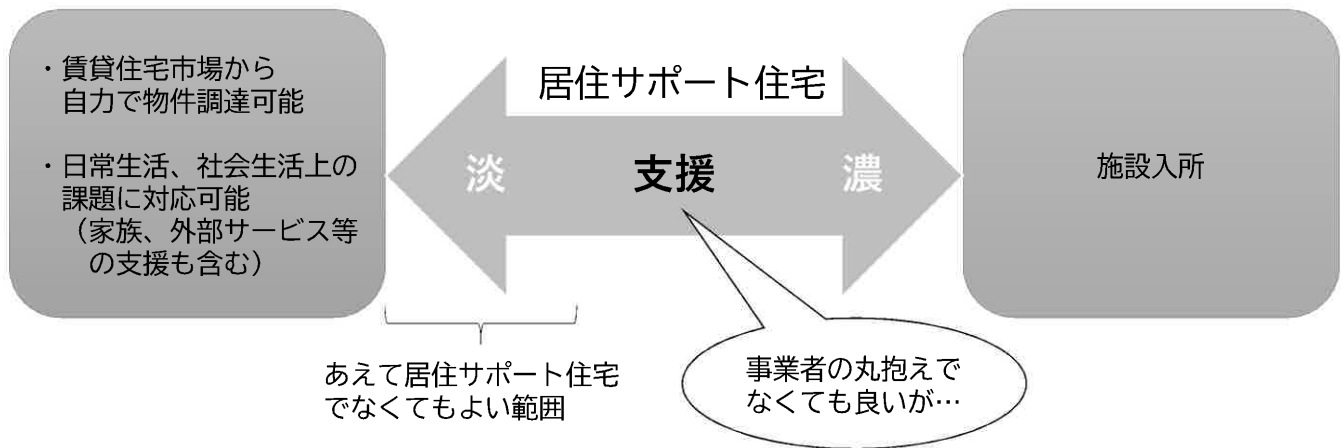
- 住宅確保要配慮者にとって
 - … 賃貸人にとって拒否感を抱くような住宅確保要配慮者であっても、賃貸契約時の賃貸人との直接交渉が発生しないことから、迅速な住宅確保が可能になる。
- 賃貸人にとって
 - … 入居者の有無にかかわらず、安定した収入が得られる。
見守り等の援助によって問題が発生するリスクを低下させることができる。



課題

- 住宅の改修等の初期費用の発生 ← 補助事業
- 徒歩圏内に住戸がまとまって配置されているといった援助の効率性
- 大都市部や地方都市といった地域特性に合った事業展開

26



「居住サポート住宅」創設 その狙いは？

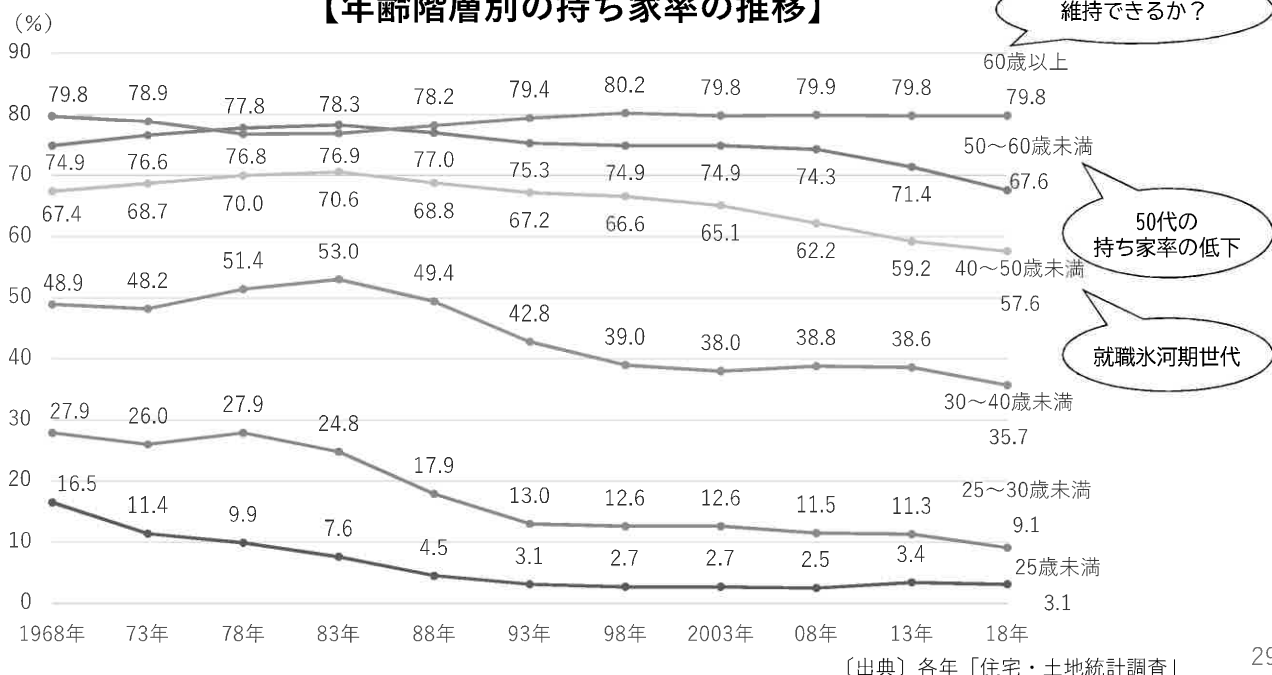
先行事例の更なる分析、条件が整う事業者から順次実施
 ⇒ ノウハウの蓄積による展開・普及

支援の濃淡について、どの程度を「標準的イメージ」として描くか？
 (「シルバーハウジング」が類似の先行事業として、参考になる部分もあるのでは？)

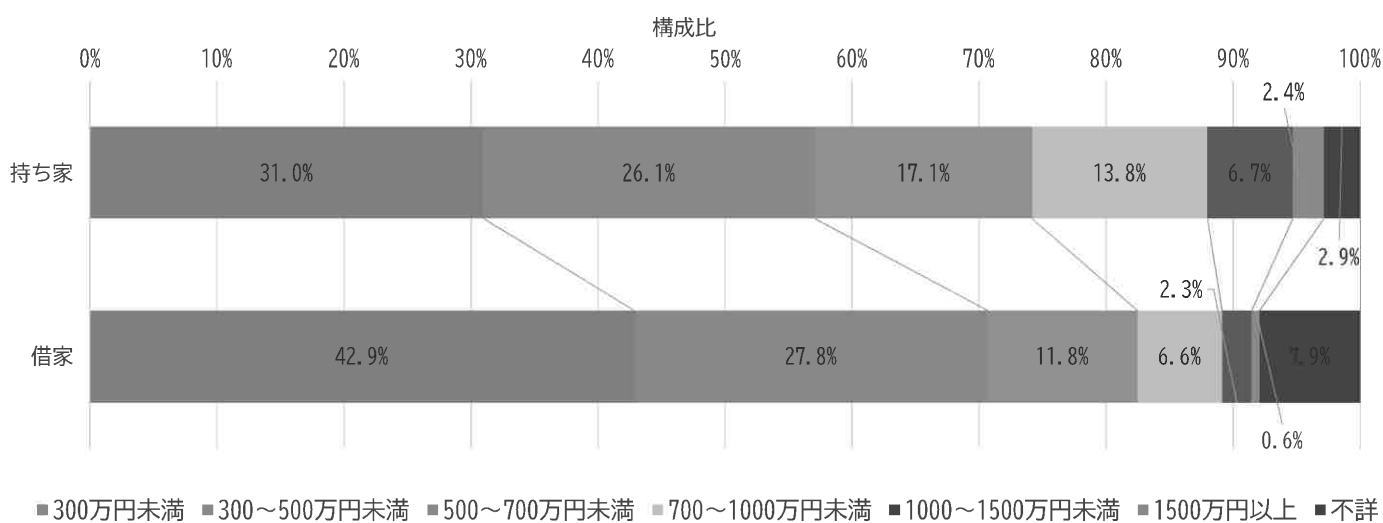
3. 持ち家社会、「地域住民」像 そして、最期 ～問題提起～

① 持ち家社会は持続するのか？

【年齢階層別の持ち家率の推移】

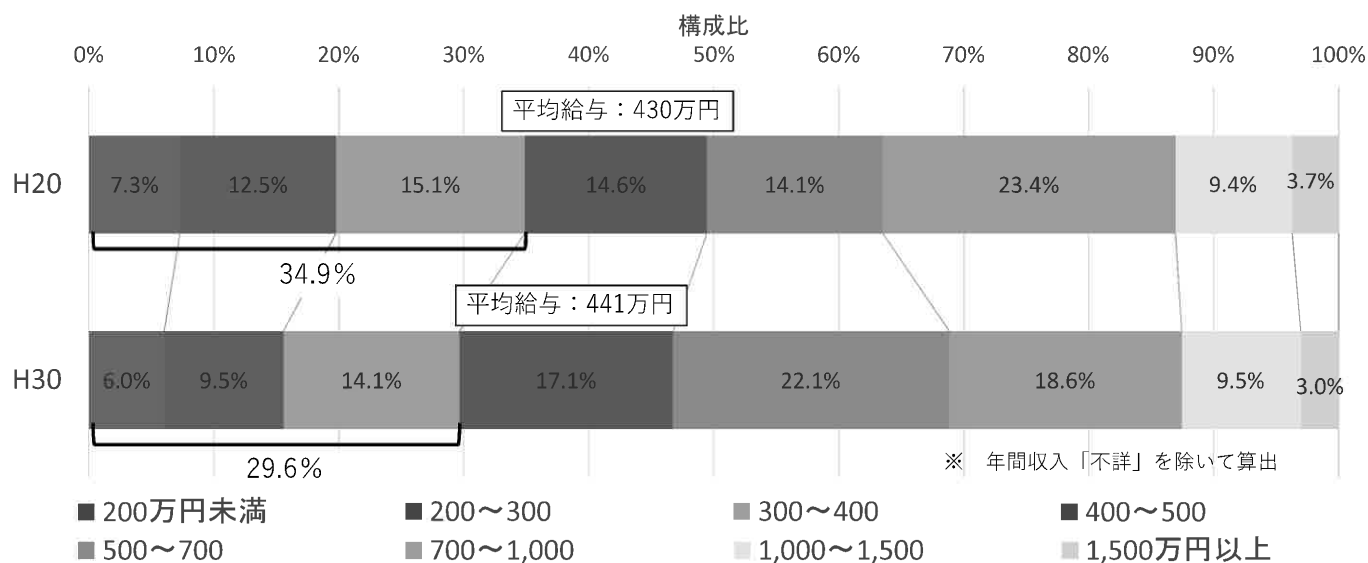


【住宅の保有形態別・年間収入階級別の構成比】



借家世帯の方が相対的に年間収入階層が低い

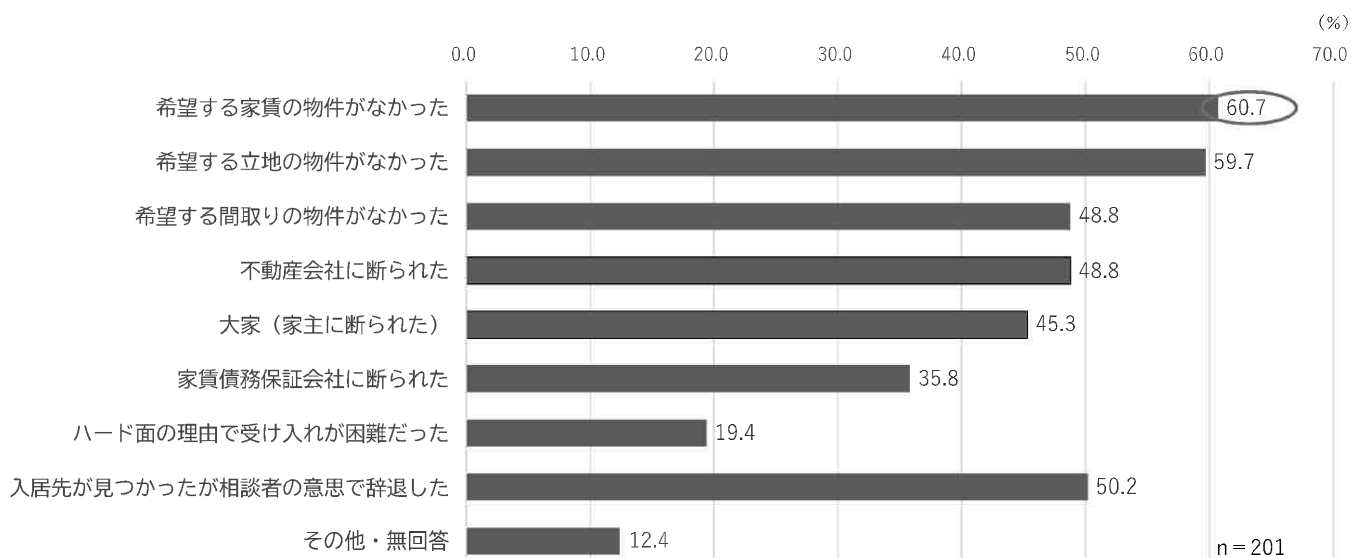
【家計を主に支える者が雇用者である世帯／相続・贈与で持ち家を取得した世帯の年間収入階級別構成比】



購入以外の持ち家取得も、低収入階層では相対的に低調（かつ低下傾向）

〔出典〕総務省 各年「住宅・土地統計調査」、平均給与は、国税庁 各年「民間給与実態統計調査」

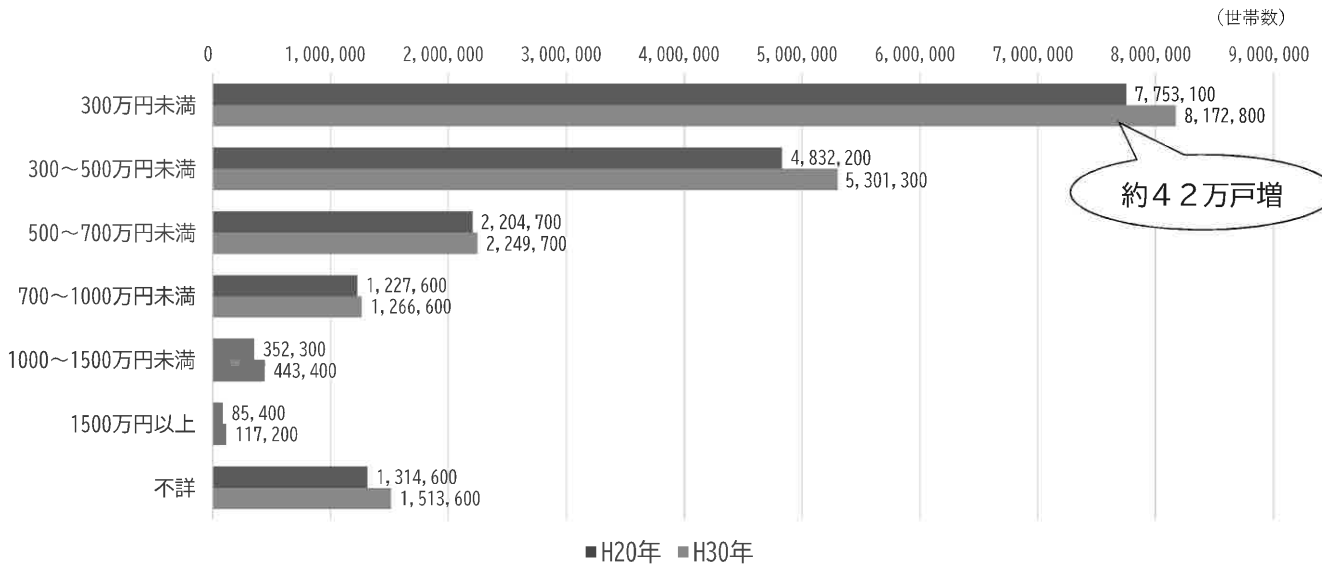
【入居が決まらなかった理由（居住支援法人アンケート・複数回答）】



現状でも家賃のミスマッチは大きな問題

〔出典〕全国居住支援法人協議会（2023）「居住支援法人活動の普及拡大に向けた調査事業報告書」

【借家／年間収入階級別の世帯数の対比（10年間の比較）】

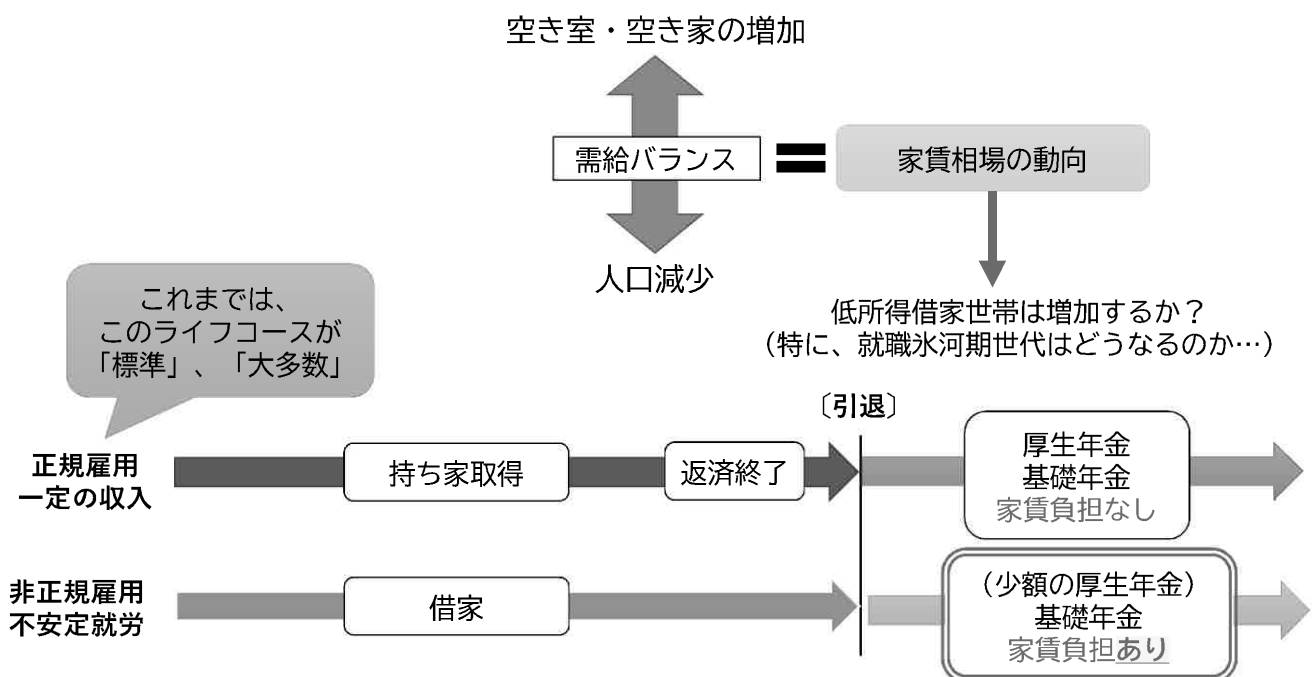


今まで以上に低収入世帯の借家ニーズは増加していく可能性

〔出典〕 総務省 各年「住宅・土地統計調査」

33

【低家賃住宅のニーズの増加？】



34

② 「住み慣れた地域」は、自明か？

◎ 介護保険法（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条（略）

4 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、**住み慣れた地域**でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

◎ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、**住み慣れた地域**でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

「住み慣れた地域」は、これまで通り、ほとんどの人にとって当たり前存在し続けるだろうか？

35

【無意識のうちに、「持ち家」・地理的な「安定居住」が前提になってないか】

時間軸

〔暗黙の標準コース〕
= 今後も多数派でしょうが…

持ち家取得

「住み慣れた地域」

同じ日常生活圏内
とは限らない

いつ、どこに
住み慣れるのか？

〔今後増えるかもしれないコース〕
= 非正規・不安定雇用労働者

借家

退職→年金生活

より低家賃物件へ
住み替え

借家

※ 「転職」も住み替え
の転機となりうる。

借家

配偶者の死去
年金収入減少

より低家賃物件へ
住み替え

※ おひとりさま増加も
ありうる。

36

【孤独・孤立対策】

「住み慣れた地域」=時間的かつ空間的概念
⇔ 特定のエリアに長く居つくことは自明ではなくなる可能性



時間・空間の継続を要しない「人的つながり」の構築へ

「住み慣れた地域」（持ち家前提の受動的な概念）に加え、「地域に住み慣れる」ための支援を

◎ 孤独・孤立対策推進法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態（以下「孤独・孤立の状態」という。）にある者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組（以下「孤独・孤立対策」という。）について、その基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定めるとともに、孤独・孤立対策推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的とする。

37

◎ 孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（孤独・孤立対策重点計画）「施策編」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定）（抄）

No. 076:孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援【国土交通省】

< 施策の概要 >

公営住宅、セーフティネット住宅、サービス付き高齢者向け住宅に交流スペースを設置する場合の整備を支援する。

No. 137:孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援【国土交通省】

< 施策の概要 >

居住支援協議会、居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う。

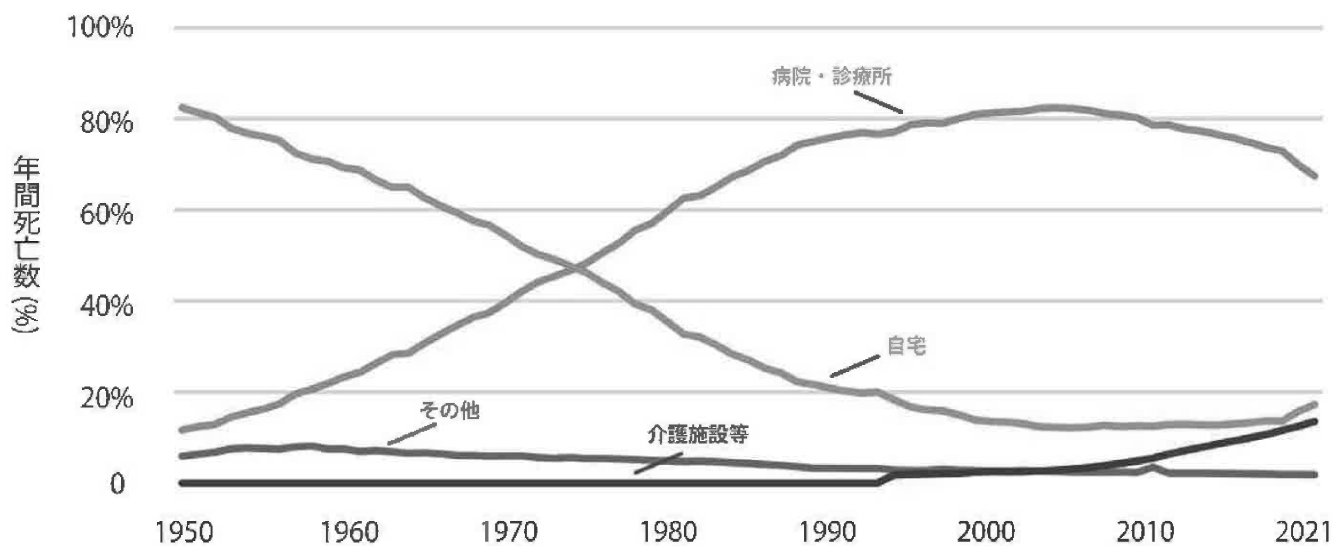


居住支援は、国土交通省・厚生労働省の共通施策になりましたので、今後、改訂が行われるどこかの段階で、「住宅確保要配慮者」（福祉の縦割りではなく）を明記し、地域のひととの橋渡しをする取組・支援のご検討を。

38

③ 人生の幕を閉じる選択肢

【死亡の場所の推移】

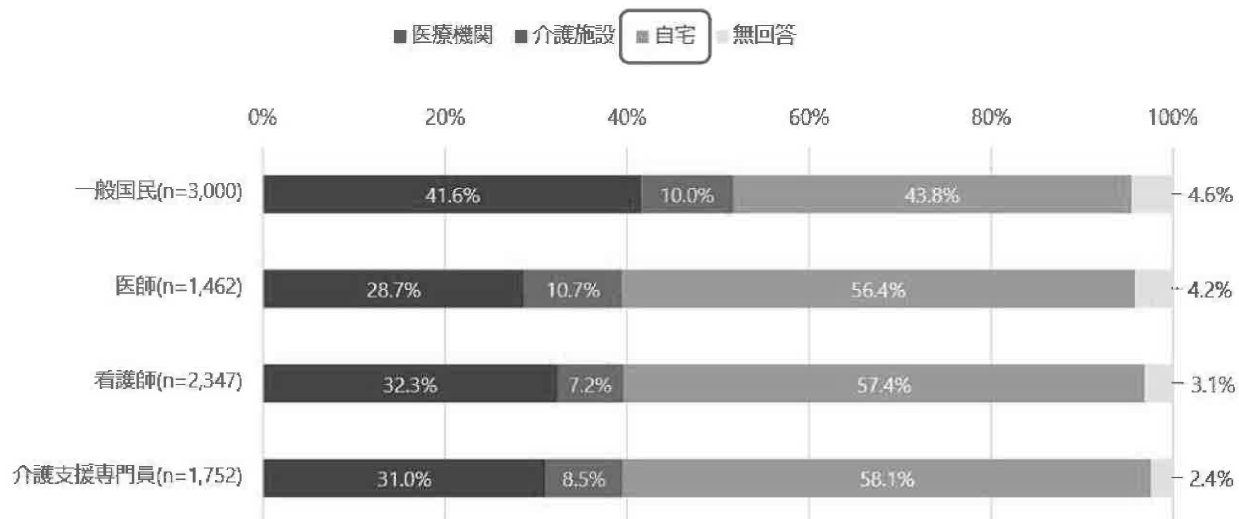


※「自宅」には、自宅の他、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む。

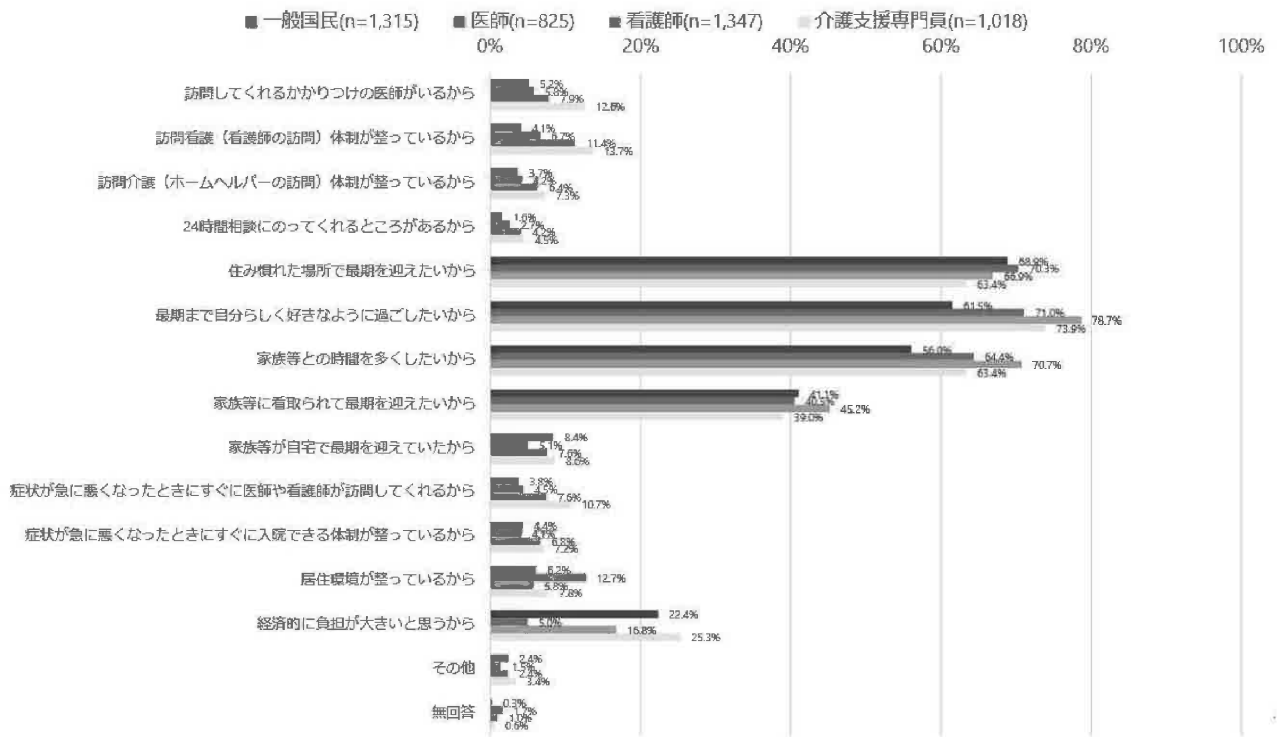
〔出典〕厚生労働省 (2023) 「人生の最終段階における医療・介護 参考資料」

【厚生労働省「令和4年度人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査」(抄)】

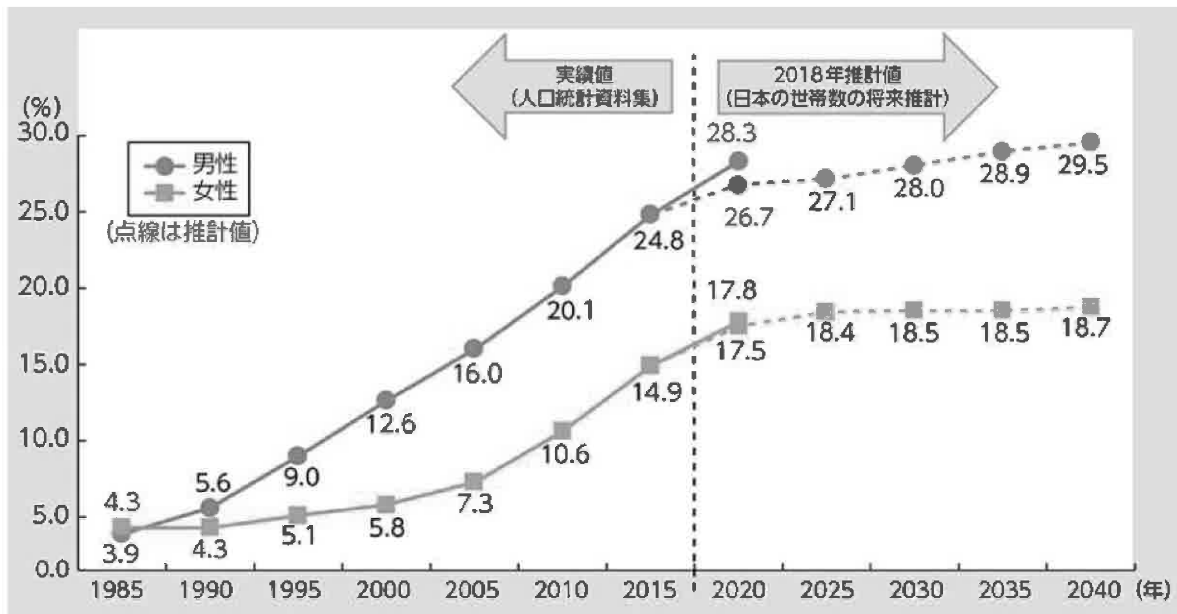
Q:あなたが病気で治る見込みがなく、およそ1年以内に徐々にあるいは急に死に至ると考えたとき、最期をどこで迎えたいですか。



Q:なぜ自宅を選択されたのか、お考えに近いものをお選びください。（複数回答可）



【50歳時の未婚割合の推移】



※ 50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合

〔出典〕令和4年版 厚生労働白書

大分県内の有料老人ホーム

月額利用料 平均額（1人当たり）
84,972円～92,259円
（最低額：23,000円 最高額：296,600円）

※家賃相当額、管理費、食費の合計額。このほか、前払金・敷金の徴収があるホームもある。

〔出典〕大分県「有料老人ホームの定員数、利用料金等について～有料老人ホーム現況調査票（令和5年7月1日現在）～」

大分県内のサービス付き高齢者向け住宅

月額利用料 平均額（1人当たり）
92,619円～117,723円
（最低額：31,400円 最高額：319,048円）

※家賃相当額、管理費、食費の合計額。このほか、前払金・敷金の徴収がある住宅もある。

〔出典〕大分県「サービス付き高齢者向け住宅現況調査」（※大分市分を除く）

医療政策関連の文書における「自宅」「在宅」は、基本的に持ち家（+有料・サ高住）なのでは？



「借家」も看取りの当たり前の選択肢としてありうると、政策的に認知して議論が必要ではないか？
「おひとり様」が増えると想定される中、誰が最期に寄り添うのか？それは「政策」に落としこめるのか？
（一部の「できる法人」だけは、個の力でなんとかできます…ではなく）

43

—まとめ—

居住支援が問うもの（今のところ私が思うに…）

- 手頃な値段で入居できる住宅をどのように保障していくのか？
それは、何らかの国民の「権利」に発展させられるか？
- 関係性の貧困が進む中で、社会的動物である人間の「人間らしい暮らし」、「自分らしい暮らし」をどのように支えるのか？
- 究極的に、「自分が望む最期」をどの程度支えられるのか？

やればやるほど、壁の高さを実感しています…。

ご清聴ありがとうございました

【プロフィール】

<略歴>

佐賀県 武雄市出身
平成7年 厚生省入省。老人保健福祉局、保健医療局、大臣官房総務課、年金局、
社会・援護局 など

〔出向〕

三条市（健康福祉課 介護保険準備班、総務部 企画課）、大分県（障害福祉課参事、
高齢者福祉課長）、新潟大学法学部 准教授、東北大学公共政策大学院 副院長・教授 など
平成31年3月退官。

<主著>

「空き家と生活支援でつくる「地域善隣事業」-「住まい」と連動した地域包括ケア」

「転げ落ちない社会- 困窮と孤立をふせぐ制度戦略」 (共著)

「ソーシャルデザインで社会的孤立を防ぐ-政策連携と公私協働」 (共著)

<委員等>

足立区居住支援協議会 副会長

足立区地域包括ケアシステム推進会議 副会長

厚生労働省「高齢者住まい・生活支援伴走支援事業」委員・座長

国土交通省「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」メンバー (学識経験者)

